

サイボウズ株式会社 使用許諾契約書

上部に記載されたサイボウズ株式会社（以下、「サイボウズ」といいます。）のソフトウェア製品（以下、「本ソフトウェア」といいます。）の使用権（以下、「ライセンス」といいます。）を購入された法人、団体のみなさま（以下、「お客様」といいます。）へのご注意：
本使用許諾契約書（以下、「本契約書」といいます。）は、本ソフトウェアに於いてお客様とサイボウズとの間に締結される法的な契約書です。お客様は、本ソフトウェアライセンスのご購入申し込み前に本契約書の内容を確認する手段やその機会があった場合はサイボウズにご購入を申し込んだ時点で、あるいはご購入申し込み前にその手段や機会がなかった場合は、ライセンスキー証明書に貼付の保護シールを剥離した時点で、本契約書の条項に拘束されることに承諾したものとみなされます。
本ソフトウェアは、著作権法および著作権に関する条約をはじめ、その他の知的財産権に関する法律ならびにその条約によって保護されています。本ソフトウェア製品はその利用を許諾されるもので販売されるものではございません。

1. 定義

- (1)「ライセンス」とは、本契約書で許諾された範囲内において本ソフトウェアを利用することができる権利をいいます。
- (2)「ライセンスキー」とは、ライセンスを許諾された場合に与えられる乱英数字等をいいます。ライセンスキーを本ソフトウェアに登録することにより、本ソフトウェアを利用することができます。1つのライセンス毎に1つのライセンスキーが与えられます。ただし、本契約書で許諾された内容を変更・追加するライセンスを取得した場合、当該変更・追加ライセンスは、本ソフトウェアにおいて初めに与えられたライセンスと一体のものとなります。サーバーが同一か否かに関わらず、1つのライセンスキーを複数回登録することはできません。
- (3)「レコード」とは、本ソフトウェアに蓄積されるデータの単位をいい、「ライブラリ」とは、レコードによって構成されるデータの集合体をいいます。
- (4)「お客様の構成員」とは、お客様ならびにお客様による資本参加率が50%を超過する子会社および関連会社に所属している方をいいます。
- (5)「登録ユーザー」とは、本ソフトウェアを使用するユーザーとして、本ソフトウェアに登録された方をいいます。お客様の構成員以外の方を登録ユーザーに含めることはできません。なお、本ソフトウェアの運用・管理を委託する目的に限り、当該委託先の方を例外的に登録ユーザーに含めることができます。
- (6)「システム管理者」とは、本ソフトウェアにシステム管理者として設定された登録ユーザーをいいます。
- (7)「ライブラリ管理者」とは、本ソフトウェアにライブラリ管理者として設定された登録ユーザーをいいます。
- (8)「利用者」とは、お客様の構成員であるか否か、また登録ユーザーであるか否かを問わず、本ソフトウェアに登録されているライブラリを利用する、すべての方をいいます。

2. 使用範囲

- 本契約書は、お客様に対し以下の権利を許諾いたします。
- (1)お客様は、本ソフトウェア1部のみを1台のサーバーコンピュータにのみインストールし、使用することができます。
 - (2)お客様は、購入したライセンスで許諾された作成許容ライブラリ数を超えない範囲内で、かつ許諾された期間（以下、「使用許諾期間」といいます。）内において、本ソフトウェアを使用することができます。
 - (3)使用許諾期間は、お客様の本ソフトウェアのご購入日、ご使用開始日等に関係なく、本ソフトウェアにライセンスキーを入力した日から1年間とします。本ソフトウェアを継続して使用する場合、該当するライセンスを新たに購入し、購入したライセンスキーを登録すべき期間内に本ソフトウェアに登録する必要があります。この場合、2年目以降の使用許諾期間は、前年の使用許諾期間終了日の翌日から起算して1年間とします。
 - (4)お客様が本ソフトウェアのライセンスを複数個同時にお持ちで、単一のサーバーコンピュータにインストールする場合には、ライセンスの数だけの本ソフトウェアをインストールすることができ、お客様が2台以上のサーバーコンピュータにインストールする場合には、すべてのサーバーコンピュータにインストールされた本ソフトウェアの数を合計して、ライセンスの数だけの本ソフトウェアをインストールして使用することができます。
 - (5)本ソフトウェアに登録されているライブラリはお客様の構成員であるか否か、また登録ユーザーであるか否かを問わず、利用することができます。ただしお客様の構成員以外の方を登録ユーザーに含めることはできず、よってお客様の構成員以外の方をシステム管理者ならびにライブラリ管理者に設定することもできません。

3. その他の条件

3-1. 複製の制限

- (1)お客様は、以下の各号に記載の目的においてのみ本ソフトウェアを複製することができます。
 - ①お客様の入力されたデータをバックアップする目的
ただし、バックアップを目的とした複製物は、バックアップしたデータを復旧する場合を除いて、お客様の保有するものであると第三者の保有するものである、とを問わず、いかなるコンピュータ上においても並行して使用されないことを条件とします。
 - ②本ソフトウェアの修正プログラムや、本ソフトウェアにおけるオプション製品等がお客様ご利用の本ソフトウェアや、お客様のご利用環境と適合するかどうかを事前にテストする目的
ただし、適合テストを目的とした複製物は、一時的な適合テストを行うためにのみ使用されるものであって、恒常的に使用されないことを条件とします。従って、適合テストの終了後は、速やかに破棄するものとします。
- (2)お客様は、本ソフトウェアをお客様の所有する他のサーバーコンピュータに移管することができますが、本ソフトウェアは、移管前のサーバーコンピュータからすべて消去されなくてはなりません。

3-2. 頒布・送信の制限

- お客様は、本ソフトウェアを第三者に対して頒布、送信（自動公衆送信、送信可能化を含む）等を行うことはできません。ただし、お客様は、利用者がライブラリ利用のみ可能な状態である場合に限り、本ソフトウェアをお客様のホームページ等インターネット上において公開し、利用させる（以下、「インターネット上で利用すること」、「公開利用」といいます。）ことができます。ただしこの場合であっても、お客様の構成員以外の方がシステム管理者およびライブラリ管理者になることが可能である状態での公開利用、ならびにお客様の構成員以外の方をシステム管理者およびライブラリ管理者にすることはできません。

3-3. 貸与、担保設定、転売等の禁止

- お客様は、本ソフトウェアの一部および全部の貸与、リース、担保設定等を行うことはできません。また、ライセンスを譲渡、転売、付与、あるいはその使用を再許諾することはできません。

3-4. リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、改変等の禁止

- お客様は、本ソフトウェアをリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、修正、改変又は本ソフトウェアの派生ソフトウェアを作成することはできません。また、本ソフトウェアに関するドキュメントを修正、翻訳、翻案することはできません。本ソフトウェアは製品全体を利用することとして使用許諾されており、お客様はその構成部分を分離して使用することはできません。

3-5. その他

- (1)本契約書は、お客様に対し、サイボウズの商標またはサービスマークの使用、その他関連した権利を許諾するものではありません。本契約書で明記されていない権利については、サイボウズに留保されます。
- (2)お客様が本ソフトウェアを、本ソフトウェアの旧バージョン製品（以下、「旧バージョン製品」といいます。）からのバージョンアップ、代替製品からの乗り換えとして使用される場合、お客様はサイボウズによって本ソフトウェアのバージョンアップ対象製品または代替乗り換え対象製品として指定されている製品のライセンスを正規に取得しているものとします。なお、旧バージョン製品におけるデータをコンバートする必要がある場合を除いては、旧バージョン製品を破棄（アンインストール）した後、単一のサーバーコンピュータにインストールし、本契約で許諾された範囲内のみ本ソフトウェアを使用することができます。本ソフトウェアをバージョンアップとして使用された場合、旧バージョン製品のライセンスは自動的に消滅します。よって、旧バージョン製品のデータをコンバートする場合においても、本ソフトウェアをインストールし

た後、速やかにコンバート作業を行ない、コンバート作業終了次第速やかに、旧バージョン製品を破棄（アンインストール）しなければなりません。

4. 契約の解除、終了について

- (1)お客様が本契約の条項および条件の1つにでも違反した場合、サイボウズは本契約をなんらの催告なくして即時解除することができます。なお、お客様は使用許諾期間の途中で契約を解除することはできません。
- (2)本契約の解除および使用許諾期間の終了となった場合、お客様は、本ソフトウェア、構成部分、ドキュメント、ならびにその一切の複製物を破棄、ならびにコンピュータの記憶媒体上から完全に消去し、使用を継続してはなりません。
- (3)本契約の解除および使用許諾期間の終了に伴って作成したライブラリ等が利用不可能となることについて、サイボウズは一切責任を負いません。また、使用許諾期間内に本契約が解除された場合、サイボウズは、いかなる理由に基づくものであっても、残使用許諾期間分についての換金および返金精算等は一切行いません。
- (4)本契約が解除となったお客様が再度契約を望まれる場合は、新たなライセンスのご購入と新規契約が必要となります。この場合、サイボウズはお客様が過去に本ソフトウェアご利用中に作成、ご利用されたデータの復活ないし、継続利用についての保証はいたしません。

5. 保証の制限

- (1)お客様は、本ソフトウェアの使用に基づいて発生した一切の直接・間接の損害（データ滅失、サーバーダウン、業務停滞、第三者からのクレーム等）ないし危険はすべてお客様ののみが負うことをここに確認し、同意するものとします。
- (2)サイボウズは、本ソフトウェアに含まれた機能がお客様の要求を満足させるものであること、本ソフトウェアが正常に作動すること、本ソフトウェアに瑕疵（いわゆるバグ、構造上の問題等を含む）が存していた場合に、これが修正されること、のいずれも保証いたしません。また、サイボウズのいかなる口頭又は書面によるいかなる情報又は助言も、新たな保証を行ない、又はその他いかなる意味においても本保証の範囲を拡大するものではありません。
- (3)サイボウズは本ソフトウェアに付随するサービス等についてお客様の事前の許可なく変更・中止する場合があります。本契約締結時における本ソフトウェアと同等の使用環境を永続的に保証するものではありません。

6. 責任の制限

- (1)お客様は、本ソフトウェアの使用および本ソフトウェアに付随するサービスの利用に基づいて発生した一切の直接・間接の損害（データ滅失、サーバーダウン、業務停滞、第三者からのクレーム等）および危険はすべてお客様ののみが負うことをここに確認し、同意するものとします。なお、本ソフトウェアの使用および本ソフトウェアに付随するサービスの利用には、本ソフトウェアの瑕疵を修正するための修正プログラムがサイボウズより提供されなかったことまたは提供された場合にお客様がサービスが適用しなかったこともしくは適用したこと、サイボウズがサービスを提供しなかったことまたは提供した場合にお客様がそれを利用しなかったこともしくは利用したこと等を含みます。
- (2)いかなる場合であっても、不法行為、契約その他いかなる法的根拠による場合でも、サイボウズ、本ソフトウェアの供給者、再販売業者、および各情報コンテンツの提供会社は、お客様その他の第三者に対し、営業価値の喪失、業務の停止、コンピュータの故障による損害、その他あらゆる商業的損害・損失等を含め一切の直接的、間接的、特殊的、付随的または結果的損失、損害について責任を負いません。さらに、サイボウズは、第三者のいかなる結核損失に対しても責任を負いません。

7. 登録キー情報の守秘義務と不正使用の禁止

- お客様は、故意、過失を問わず、また本契約終了の前後を問わず、いかなる場合においても本契約において知り得た、本ソフトウェアのコード・構造・編成等に関する情報、ならびに登録キーに関する全ての情報を第三者に対して開示・漏洩してはなりません。また、本契約書に違反した登録キーの不正使用はこれを一切禁止します。

8. 著作権等

- (1)本ソフトウェア（HTMLプログラム部分および各画面表示部分を含む一切）、本ソフトウェアに関する文書、図面、ドキュメントなどの文書に関する所有権、著作権をはじめとするその他一切の知的財産権（以下、「本件知的財産権」といいます。）は、サイボウズおよびその供給者に帰属します。
- (2)本件知的財産権は、著作権法及びその他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。したがって、お客様はこれらを他の著作物と同様に扱わなければなりません。
- (3)本ソフトウェアからアクセスされ表示・利用される各コンテンツについての知的財産権は、各情報コンテンツ提供会社の財産であり、著作権法及びその他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。

9. 準拠法および準則

- 本契約は法の抵触に関する原則の適用を除いて日本国の法律を準拠法とします。本契約ないし本ソフトウェアに関して紛争が生じた場合には、訴訟に応じて、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審管轄裁判所とするお客様もサイボウズも合意するものとします。

10. その他

- (1)お客様が入手した本ソフトウェアに、本契約と異なる条項の使用許諾契約および条件が添付されている場合は、サイボウズによって特に本契約と異なるものと明記してあるものを除き、お客様による本ソフトウェアの使用には、本使用許諾契約が優先して適用されるものとします。本契約は、両当事者間の使用許諾に関する唯一の合意であり、両当事者の署名ないし記名押印ある書面によってのみ、変更することができます。また、販売店がお客様に対して用意している注文書に記載されている条件は、本契約に対して効力を持たず、本契約内容にいささかの影響ももたえるものではありません。
- (2)本ソフトウェアに付随する各サービス等をご利用になる際は、別途各サービスの規定に従って取り扱われる場合があります。各情報コンテンツの提供会社によって提供されるサービス等のご利用については、各情報コンテンツ提供会社の取り決めに基づくものとします。